

市第18号議案 横浜市斎場条例の一部改正

1	提案理由	2
2	改正の概要	2
3	施行予定日	5
4	今後のスケジュール	5
参考	東部方面斎場の施設概要	6

1 提案理由

鶴見区大黒町に新たに横浜市東部斎場を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせる等のため、「横浜市斎場条例」の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 供用開始から指定管理者による管理運営とします。
- (2) 名称は「横浜市東部斎場」とします。

- (3) 葬祭ホール及び御遺体を保管する霊安室を設置し、利用料金を定めます。
 なお、利用料金は東部斎場の整備に係る建設費、設備費、運営費等を踏まえ、設定します。

葬祭ホール

		市内	市外
小ホール（1日につき）	20人用	15,000円	22,500円
ホール（1日につき）	50人用	35,000円	52,500円

※ 20人用1室、50人用2室、（ホール（50人用）を2つつなげて100人用の大ホールとしても使用可）

霊安室

	市内	市外
1庫（1日につき）	3,500円	10,000円

- (4) 東部斎場の供用開始に伴い、施設等に係る規定について、所要の改正を行います。

	内容
1	斎場を「火葬を行うための施設」から、御遺体の保管や告別式などの機能を備えた施設であることを明確にするため、「火葬を行うため <u>等</u> の施設」と明記
2	東部斎場の霊安室、葬祭ホールの設置に伴い、斎場施設の使用許可や許可の取消し、制限に関する規定を整理
3	小動物の焼却について、支払い方法、利用対象を横浜市民とする旨を明記

3 施行予定日

別途、規則で定める日とします。

ただし、東部斎場を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

4 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和7年12月	指定管理者の公募開始
令和8年9月	【令和8年第3回市会定例会】 公募選定した「指定管理者の指定」議案を提出
令和9年3月中	「東部斎場」の供用開始。指定管理者による管理運営開始

【参考】東部斎場の施設概要

所在地	鶴見区大黒町18番18（京浜急行線「生麦駅」から南に約1.2km）	
建物規模	敷地面積：約11,000㎡ 延床面積：約22,000㎡ 階数：地上4階／地下1階	 (横浜市建築局都市計画基本図データにより作成)
各階の主な配置	4階：機械室、津波避難スペース 3階：休憩室 2階：火葬炉、告別収骨室、霊安室、車寄せ 1階：葬祭ホール、駐車場20台 地下1階：駐車場130台	